

福山あしな商工会

福山あしな商工会だより第 010 号 2015(平成 27)年 2 月発行



福山あしな商工会
会 長
林 吉 宏

平成 27 年の初頭を迎え、会員の皆様に対し謹んで年初のご挨拶を申し上げます。昨年は商工会の事業活動に多大なるご支援、ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。昨年は消費税の増税、アベノミクスの真価を問う解散・総選挙と日本経済は目まぐるしく変化いたしました。政府・マスコミ等発表の統計数字では、景気は確実に好転の兆しをみせており、実際に業種によれば人手不足も発生しております。しかし、我々地元の中小企業者並びに小規模事業者にとっては、なかなか実感がわかないのも事実であります。そのため政府は今年を「地方創生への挑戦の年」として、一層のきめ細かい「地方への好循環拡大に向けた緊急の経済対策」を発表しております。加えて、円安、原油安が追い風となっております。今後の焦点は何と言っても、「賃上げ」であります。我々は、中小企業・小規模事業者の方々の立場に立った伴走型経営支援に傾注し、皆様の持続可能な発展に努力する所存であります。会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げ、本年のご挨拶とさせていただきます。

平成 27 年新年互礼会開催

平成 27 年 1 月 30 日、小料理くわぎにて、新年互礼会を開催しました。

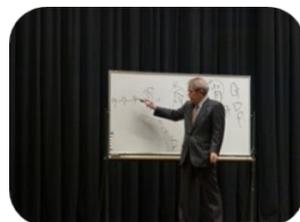
第一部は当商工会会員でもあります、株式会社ディーフィールド代表取締役・株式会社ディスカバーリンクせとうち代表取締役の出原昌直氏をお招きして「観光手段による事業と雇用の創出」と題してご講演いただきました。

多数の総代・ご来賓の皆様にご出席いただき、盛況のうちに終了することができました。

経済講演会開催

福山あしな商工会では、平成 26 年 12 月 7 日、新市公民館 2 階ホールにて、経済講演会を開催しました。元経済企画庁長官で、現在は福山大学客員教授の田中秀征先生をお迎えし、「今後の日本経済のゆくえ」と題してご講演いただきました。

折しも衆議院選挙真最中となったこの講演会。田中先生の、気さくに場を和ませながらもしっかりした内容の講演に、聴講者の皆さんは聴き入っていました。



税務個別相談会を開催します

* 福山あしな商工会 新市本所 *

平成 27 年 2 月 25 日 (水)
講師：税理士 縄稚 晋三 先生

平成 27 年 3 月 6 日 (金)
講師：税理士 皿海 茂樹 先生

* 福山あしな商工会 芦田支所 *

平成 27 年 2 月 25 日 (水)
講師：税理士 千葉 時博 先生

平成 27 年 3 月 11 日 (水)
講師：税理士 能島 健治 先生

新市本所 TEL (0847) 52-4882・FAX (0847) 52-7177
芦田支所 TEL (084) 958-5858・FAX (084) 958-4065

マル経融資（経営改善貸付）のご案内

～安心して借りられる無担保・無保証人の低利融資～

資金使途	運転資金 ・仕入資金、買掛金・手形決済資金 ・外注費の支払資金 ・給与、賞与等の支払、諸経費の支払など	設備資金 ・車両、機械等の購入資金 ・工場、店舗等の改装資金など
対象の方	次の要件を満たす中小企業者 ・常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業は 5 人以下）の事業者 ・商工会の地区内で 1 年以上事業を営んでいる方で、商工会の経営指導を受けている方 ・確定申告を行い、税額が発生している場合、遅延なく納付されている方 ※㈱日本政策金融公庫の非対象業種の方はご利用いただけません。 ※本制度は㈱日本政策金融公庫から融資を受ける制度で、公庫での審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。	
限度額	1, 500万円	
利率(年利)	1. 35% (平成27年2月12日現在)	
返済期間	7年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置2年以内)

※お申し込みの際は、決算書・確定申告書（直前2期分）、直近6カ月以内の試算表及び科目明細表、借入金一覧表、所得税・法人税・市民税等の納付状況のわかるもの等をご用意ください。

商工会員のための共済 商工貯蓄共済

～月々2,000円（1口）で大きな安心～

貯蓄

毎月の掛け金から、年払いの共済料と手数料を差し引いた残りの大部分が貯蓄積立金となります。1年ごとの積立金は、預入期間1年の大口定期扱いとなります。利息は複利で計算されるので、自己資金が蓄積され、将来の資金づくりにも最適です。
(10年満期・中途解約可)

融資

斡旋対象者
加入して10か月経過し正常に掛金を払い込まれた方
融資限度額
1口あたり100万円以下（10万円単位）
融資利率
広島銀行短期プライムレート + 0.30%（変動）

保障

○基本モデル（一口あたり）

被保険者の加入時年齢	保険金（一口）	加入限度金額
6～14歳	100万円	1000万円
15～46歳	100万円	3000万円
47～54歳	50万円	1500万円
55～65歳	25万円	750万円

※一口あたりの保険料は加入モデル・年齢・性別によって異なります。

さらに！「医療保障特約」を付加できます。（別途保険料必要）

- ・入院時に1泊2日から日額1万円（5千円）の給付金
- ・手術1回につき手術の種類により給付金
- ・入院等なかった時は5年毎に10万円（5万円）の無事故給付金

商工会の共済制度「かがやき」 タイプⅣ型「きらり」

きらり

3つの
ポイント

①ケガや病気による死亡・入院、ケガの通院をトータルに保障する総合タイプ！

- ◆満3歳から満70歳未満のご健康な方ならどなたでもご加入いただけます。（満75歳未満までご継続いただけます）
- ◆ケガや病気による死亡・入院、ケガによる通院等基本的な保障をしっかりと網羅。日常生活の備えとして最適です。

②入院が1日目から保障だから、日帰り入院の場合も安心！（免責日数ゼロ）

- ◆ケガによる入院だけでなく、病気による入院も1日目からの保障です。

③ケガによる通院も、1日目から保障！（免責日数ゼロ）

- ◆日常生活で発生する些細なケガも、1日目からの保障です。

きらりかがやきⅣ型
共済金額一覧表

保障内容		満3歳以上60歳未満	満60歳以上満65歳未満	満65歳以上満75歳未満
死亡	交通事故	200万円	150万円	100万円
	傷害	150万円	100万円	50万円
	疾病	100万円	30万円	10万円
高度障害	疾病	100万円	30万円	10万円
入院	交通事故・傷害	5,000円（1日～60日）	4,000円（1日～60日）	3,000円（1日～60日）
	疾病		3,000円（1日～60日）	2,000円（1日～60日）
通院(注1)	交通事故・傷害	2,000円（1日～60日）	1,500円（1日～60日）	1,000円（1日～60日）

(注1) 事故の日から90日以内を限度として、通院日数60日分を上限とします ※上表のとおり被共済者の年齢が満60歳および満65歳に達した時点で共済金額の変更があります。

女性部活動紹介

女性部は現在、澁谷京子部長を中心として、51名の部員で活動しています。

活動内容は、地域のお祭りへの参加、エコキャップ収集、講習会や親睦旅行など様々です。協力しあい、楽しく和やかに活動しています。

新入部員を随時募集中です。一緒に活動してみませんか。

- 親睦旅行で宝塚歌劇を観劇
- ↓ 女性部備南地域協議会の活性化セミナー
- ↘ 3B 体操の講習会



青年部活動紹介

青年部は今年度小田智之部長を中心に40名の部員で活動しています。新入部員が10名入部し活気にあふれています。継続事業や資質向上の研修に力を入れ、経営者・後継者として地域振興発展の先駆者となり、商工会組織活性化の推進力となるべく部員同士日々研鑽しています。

新入部員を随時募集しています。定年の延長により45歳まで入部可能となりました。



部 会活動写真館

今年度の各部会活動の一部をご紹介します



建設部会

地域の皆様にも多数ご協力頂き、管内5カ所での地域清掃活動を行いました。



工業部会

広島県中小企業団体中央会より講師をお招きして、ものづくり補助金について研修しました。



繊維部会

部会員の情報交換の場として100人委員会を設立し、交流会を開催しました。



商業・サービス部会

天神橋筋商店街やあべのハルカスなど大阪方面での視察研修を行いました。

新入会員さん紹介



事業所名	代表者名	所在地	業務内容
宮内 幹雄	宮内 幹雄	下有地	運送業
尾高クレーン	尾高 智紀	網引	建設業
本國 篤志	本國 篤志	新市	トレーナー
大黒屋	下江 節子	新市	飲食業
(有)スリーテック	江村 誠治	金丸	建築工事業
(有)MILL CREATE	水成 公治	戸手	繊維製品製造業
現田興業	現田 義徳	戸手	建設業
BLANC	吉田 哲之	新市	美容業
高橋 秀美	高橋 秀美	常	切花販売業
福山技研工業(株)	西村 憲一	上有地	輸送用機械器具製造業
山田 慶太	山田 慶太	福田	水道設備工事業
OASIS	小川 益弘	福田	旅行業
カイノ薬品	甲斐野 孝行	福田	置き薬販売業
ジョイフル(株)	橋高 由香里	福田	繊維製品製造業

安芸高田市の原田神楽団

神楽公演会

主催:あしなぼっばカード会 後援:福山あしな商工会

前売券販売中
 大人¥1,500 (当日¥2,000)
 中学生以下一律¥1,000
 ※お近くのぼっばカード加盟店
 または商工会事務局にてお求めください

平成27年3月1日(日) 午後1時より
 新市民館2階ホールにて

広島県の最低賃金

時間額

750円

(平成26年10月1日発効)

最低賃金に算入しない賃金

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外、休日及び深夜の割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

産業別	時間額	発効日
製鉄・鉄鋼業等	864円	H26.12.31
建設・建築用金属製品製造業	827円	H26.12.31
機械器具製造業	835円	H26.12.31
電子部品等情報通信機械器具製造業	796円	H26.12.31
自動車・同付属品製造業	817円	H26.12.31
船舶製造・修理業等	858円	H26.12.31
各種商品小売業等(百貨店・総合スーパー等)	790円	H27.1.15
自動車小売業(二輪自動車小売除く)	813円	H26.12.31

※左記の産業に該当する事業所で働く労働者には、事務職等の職種を問わず、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。ただし、次の①～④に該当する場合は広島県最低賃金が適用になります。

①年齢18歳未満または65歳以上の者②雇入後6月未満の者であって、技能習得中の者③清掃又は片付けの業務に、主として従事する者④各産業における「特定の軽易業務」に主として従事するもの